

宝暦二年「鉄炮御断控」

藪田 貫

要旨

堺市との共同調査によって、堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家の歴史資料は二万点を超えることが明らかとなりました。その結果、日本の鉄炮の歴史、ならびに近世・近代堺の歴史の解明に貢献する史資料であることが判明しました。その事情に鑑みて、銃砲史に関する重要な史料を紹介します。

キーワード：堺鉄炮鍛冶井上関右衛門家、銃砲史、史料紹介、鉄炮御断控

はしがき

平成二七（二〇一五）年に堺市文化財課と関西大学大阪都市遺産研究センターとの共同で始まった堺鉄炮鍛冶屋敷井上関右衛門家所蔵資料の調査は、翌年、大阪都市遺産研究センターの後継組織として設立された関西大学なにわ大阪研究センターに引き継がれ、平成二九年度末まで続けられた。終了直前の三〇年一月二一日には、三ヶ年の調査成果を広く市民に報告するべく調査報告会「蔵のとびらを開いてみれば…鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛

門家資料から見えてくるもの」が、関西大学堺キャンパスで開催された。厳冬の日曜午後であったが、三百名を超える聴衆が集い、熱気を帯びた会場で、わたしは基調講演に立った。そして冒頭、「今日ここに来られた方々は、歴史的な瞬間に立ち会われています。」と話し始めた。

最初から考えていた文言でなく、その場の雰囲気煽られてつい口に出たのではないかと今にして思うが、三ヶ年の間、堺市文化財課の全面的な協力を得て、なにわ大阪研究センターの仲間とともに調査してきた者としての正直な気持ちであった。その数約一万点（当時）という資料の豊かさは、日本の鉄炮の歴史、堺鉄炮鍛冶の歴史を変える！という予感が、わたしの体内に生れていたのである。

その場の反響が大きかったことは、報告会終了後、こもごもわたしの耳に入ってきたが、堺市からあった提案―報告会の成果を別途、報告書の形で公表するために調査期間を一年、延長する―も、その一つであった。

しかしその後、もっと大きな反響が待っていた。三〇年の秋に、資料所蔵者井上修一氏から堺市に対し、住んでおられる住宅（昭和三四年、現存する国内唯一の鉄炮鍛冶屋敷遺構として堺市によって文化財に指定されている）を寄付するので「市民共有の文化財として役立ててほしい」と申し

出られたのである。弟の俊二氏と相談されてのご英断であったと聞くが、正直、驚きを禁じ得なかつた。なぜなら、長年、日本国内での旧家の資料調査を経験してきているが、いくら価値が高いとはいえ、現に住んでいる家屋敷を即座に寄贈するという選択をされた例を聞いたことがないからである。

この提案を受けることで翌三一年度から、堺市による鉄炮鍛冶屋敷整備事業が始まることとなったが、同年度末には『堺鉄炮鍛冶屋敷井上関右衛門家所蔵資料調査報告書 蔵のとびらを開いてみれば』が刊行された。三〇年一月のわたしの講演を含め本文編には九編の論考、別編には「井上家の年中行事」をはじめ二編の論考に、コラムを加えた大著で、頁数はA4二四五頁からなる。貴重な成果として現在も販売されている。注目されるのは巻頭に口絵として一五五頁の資料が写真として収められ、さらに重要史料一四頁が、約五〇頁にわたって翻刻収録されていることである。

堺の鉄炮鍛冶としては、戦前と戦後に二度にわたって編纂された『堺市史』『新修堺市史』に、幕府の御用を受けた鉄炮鍛冶芝辻理右衛門家の旧蔵資料が収録されている。三浦周行（一八七一一一九三二）・朝尾直弘（一九三二～二〇二二）という希代の歴史家が編纂に関わったもので、堺市博物館所蔵資料と広く知られている（令和五年堺市文化財に指定）。しかしながら、その数わずかに一〇七点に過ぎず、大半は、戦前、堺市から奈良市に移転する際に処分したとの証言が、博物館への購入を担当した元学芸員吉田豊氏によって記されている（吉田二〇二二）。堺鉄炮を象徴する鍛冶であっただけに、もしすべてが残っていればとどれだけのことが明らかになっただろうと、一万点を超える井上関右衛門家資料を前にして思うことが一度ならずあった。それほどに鉄炮鍛冶井上関右衛門家資料の残り方は異常なのである。

異常な数値は、井上家住宅の寄贈にともなう悉皆調査の結果、さらに増

えた。蔵はもちろん、主屋の店の間・座敷・離れ座敷など家屋敷の各所から一干からびた鼠の死骸の傍からも資料が出現することで、ついに二万点に到達したのである。しかもそれは文字資料に限ったもので、銃身や玉鑄型・袴などの有形資料は含まないのである。鉄炮鍛冶屋敷に二万を超える資料が残っていると、誰が予想できたであろうか。その異常な量の背景を説明することが、わたしたちに求められている。

いまわたしたちの手許にあるのは、収蔵された収納箱（中性紙）ごとに作成された目録であるが、いずれは、鉄炮鍛冶という井上家代々の職業（ビジネス）を中心として、暮らしや信仰・交際にも及ぶ総合目録を編みたいと考えている。二万点余をその組織に相応しく分類してみたいのだが、そこでの話題は、鉄炮鍛冶仲間の一員としての側面はもちろん、鍛冶師として下職・出入人を指揮した一面、鉄炮鍛冶年寄としての業務、先祖が関右衛門の名を拝命した大洲藩加藤家との被官関係、先祖の系譜や由緒の作成、堺町人としての暮らしぶりなどにも及ぶことが想定され、鉄炮鍛冶だけでなく、江戸時代の堺の歴史を豊かにする可能性にも富んでいる。

しかし何よりも重要なのは、鉄炮鍛冶史料としての価値を示すことであることから、この度、本誌誌面を借りて、鉄炮鍛冶井上関右衛門家が所蔵する資料から選ばれた史料（古文書）の掲載を始めることとする。鉄炮のユーザーである砲術家を中心としたこれまでの銃砲史に対し、メーカーであった鉄炮鍛冶を中心とした砲術史として裨益することがあれば幸いである。

「鉄炮御断控」について

さて初回に取り上げるのは、「鉄炮御断控」と題する簿冊である。横長の帳面で、表紙中央に「鉄炮御断扣」とあり、左右に宝暦二（一八五二）年



写真1



写真2

壬申正月吉日と起筆された年を記す。注目されるのは裏表紙に「井上関右衛門正次」とあることで、井上関右衛門家三代正次の代の記録であることが示されている(写真1・2)。果して記事は明和二年(一七六五)六月で終わっており、翌七月二十四日からは四代為次の帳面が新たに作成されている。正次は前年八月に六八歳で亡くなっている(中田二〇一九A)ので若干、齟齬はするが、当主の代替わりに合わせて綴じられた帳面と言うことができる。いわば当主代々の鉄炮鍛冶としての実績を示す史料として整えられたものと言えよう。

よく見れば、表紙を含め全体に簿冊全体が茶色く変色している。それは帳簿の先に付けられた紐から想像されるように、店の間に常時、掛けられ

ていたことから来る変色であろう。まさに井上関右衛門家の鉄炮ビジネスを物語る優品である。

内容は釈文に明らかなように、顧客の大名家から受けた鉄炮注文を日付順に記したもので、鉄炮ビジネスの基本が、店売りではなく、注文生産であったことを物語る。そこには①挺数・②玉目と③銃身の長さとともに、④注文者を記すという基準が守られている(写真3)。さらに注文には「誂」と「仕立直し」の別があり、注文者は武家と百姓(農民)に分けられているが、武家は家来・家中の下に、百姓は領分の下に、それぞれ領主名とともに記されている。いずれにしても何がしかの基準に従わなければ、これだけ整理された帳面は作成されないだろう(後述)。

こうした帳簿が作成され続ければ、当然、鉄炮鍛冶井上関右衛門に対する武家からの注文の変遷を跡付けることができる。



写真3

「鉄炮御断扣」は、文政八年（一八二五）に一部、形式変更され、「武家方百姓獵師詔鉄炮御用窺挺数手形割印帳」に変わるが、武家方と百姓方に分け、さらに新調と修理に分けるといふ基準は変わっていない。その結果、同帳面が残存する明治四年（一八七一）まで、八〇年間の注文数の推移が判明する。それを棒グラフとして提示したのが図「井上関右衛門鉄炮受注数一覽」報告書図七（四四頁）で、右肩上がりの趨勢が明らかである。

宝暦年間の五〇挺前後から増減を繰り返して、文政七年には一〇〇挺を超え、さらに天保一〇年に二五〇挺を超えるに至っている。その増加は武家方の新調に顕著で、百姓獵師筒を凌駕している。しかもこの趨勢は、八代関右衛門壽次が晩年に語った「大阪府勸業調査委員への報告書」（明治三五）にある一節——「文政・天保年間（中略）ノ前後ハ実ニ鉄炮師ノ全盛ヲ高メシ時代ナリ」——（報告書翻刻資料一三）を彷彿とさせ、証言を裏付ける数値となっている。この証言には、注文数の増加とともに、鉄炮の大型化、つまり十匁玉以上の大筒の注文増という現象が含まれていると考えられる（藪田二〇二一）。

このグラフは、平成三〇年一月の報告会ではじめて紹介したデータで、新聞各紙が驚きをもって報じたことで鉄炮鍛冶井上関右衛門家の名を高らしめることとなった。その意味から史料として明示されることが求められていたと言える。初回に取り上げる理由である。

ただし宝暦二年から明和二年まで一四年間の記事をすべて掲載するのは冗長に過ぎるので、宝暦八年末で止めているが、そこには一つ明確な理由がある。加藤左近将監を初めとする大名のリストが記されているからである（写真4）。伊予大洲加藤左近将監泰衡を先頭に備中成羽山崎兵部信盛に至る九名のグループと、上野前橋松平大和守朝矩から下総生実森川兵部少輔俊令に至る一二名のグループに分かれているが、彼らの多くが「鉄炮御断控」に注文者として載ることは、表「出入先別鉄炮注文」に示す通りで

ある。したがって、時系列で付けていた注文を、記帳以来八年目にして顧客別に書き出してみると推測できる。

問題はその切っ掛けはなにかであるが、宝暦八年（一八五八）一月付「鉄炮屋仲ヶ間定書」と題する史料があり、事情が窺える。堺の鉄炮鍛冶は同業者組合である仲間を結成しており、その時期は元禄一五年から享保三年の間と推測される（中田二〇一九B）。まさに三代正次の期間であるが、仲間規則として知られる最古のモノがこれである。

内容は一三条からなり、冒頭、公儀あつりから出される条項を厳守することを誓った上で、第二条に「中放あつり・力様あつり、その外小細工請取物、何事によらず、御番所へ御断り洩らざる様に致すべき事」とある。命中度と発射距離などの検査、その他、鉄炮に関する注文は、堺奉行所に届けるようにという意味だが、その役割として与力・同心に御武具方・鉄炮改方があることに照応する。ここに「御断」とあるのが、「鉄炮御断控」と表題にある所以である。ただし何を届け出るのが義務付けられていたかでは、つぎのように注文を受けて後の「中り」（命中検査）を「断」として届けている事例から、すれば、それが義務であった可能性はある。

五月三日 壹挺 式匁八分玉 長三尺三寸

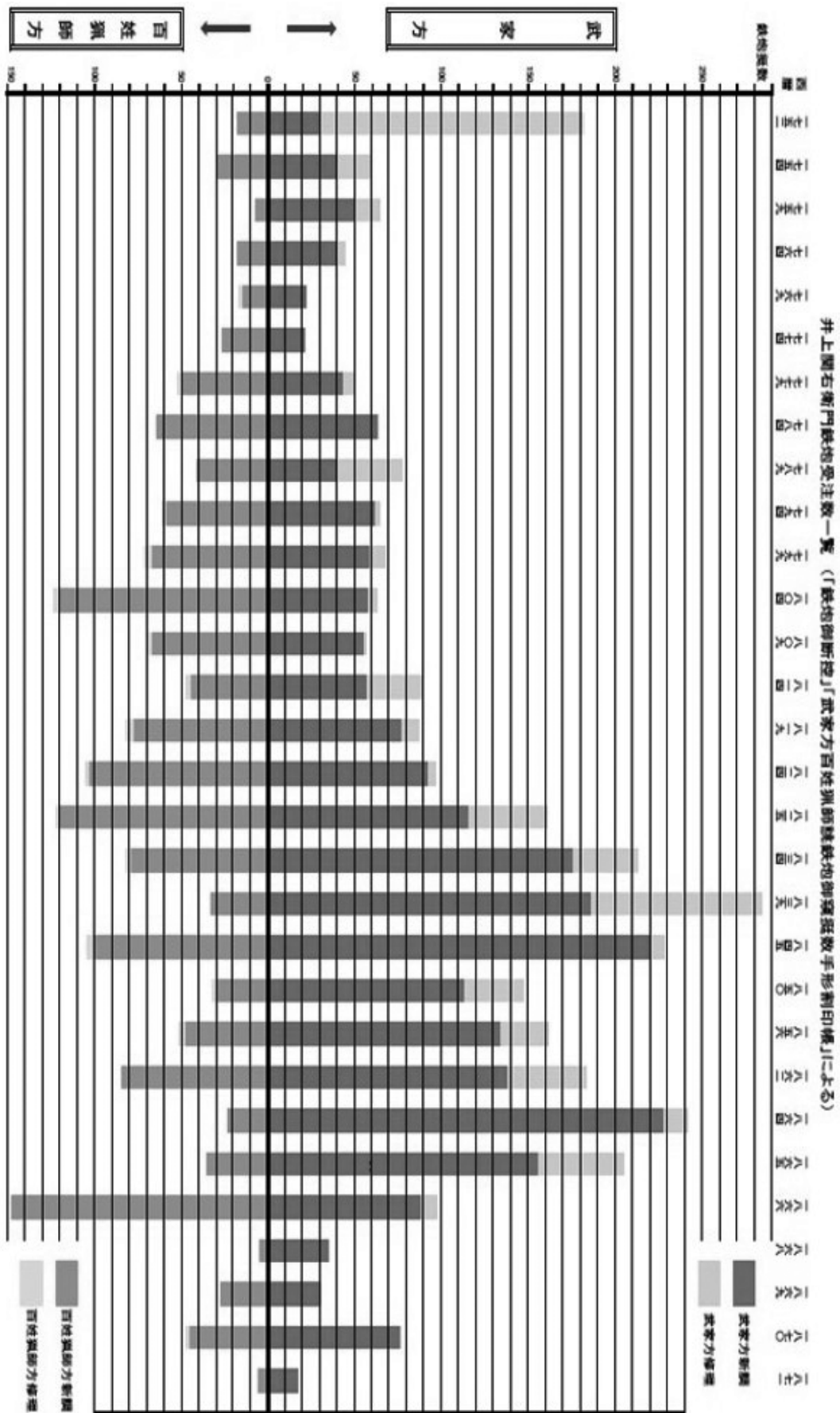
右ハ山崎兵部殿家来

丸橋官仲詔

中り御断 六月十五日

その場合でも、注文を逐一、記録しておくことは前提として不可欠なので、「詔」を記すこととなったのではないだろうか。

さらに安永九年（一七八〇）の「定書」には、「毎月改印形の通」とあるので、鉄炮鍛冶からの提出は月ごとで、しかも押印を伴うものであった。



図「井上関右衛門鉄炮受注数一覧」

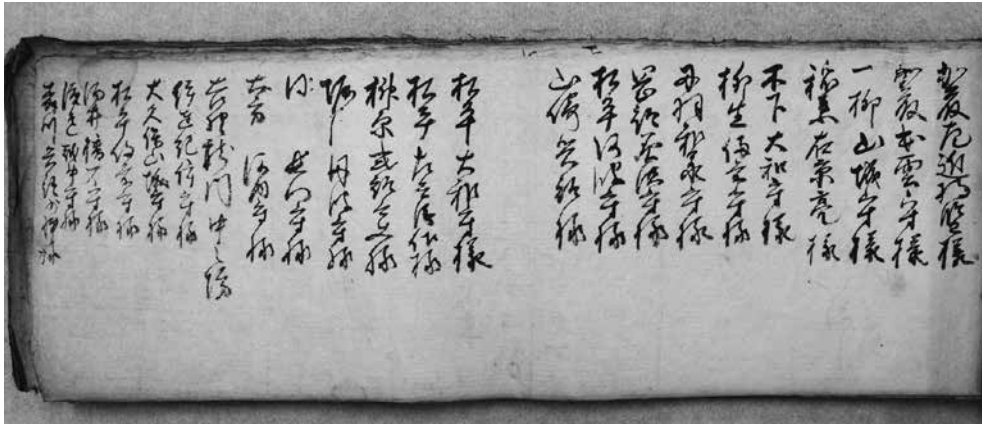


写真4

表 出入先別鉄炮注文（宝暦2～8年）

国名／武家名	注文者数			注文挺数		
	武家	百姓	合計	武家	百姓	合計
近江・三上	6	0	6	6 (2)	0	6
大和・柳生	6	0	6	9	0	9
紀州	0	18	18	0	33 (1)	33
紀伊・新宮	0	1	1	0	3	3
河内・狭山	0	5	5	0	6	6
摂津・三田	0	1	1	0	1	1
摂津	0	1	1	0	1	1
播磨・三草	1	0	1	58 (58)	0	58
播磨・明石	1	0	1	5 (3)	0	5
美作	0	10	10	0	16	16
備中・成羽	31	0	31	55 (4)	0	55
備中・松山	0	4	4	0	9	9
備中	0	3	3	0	4	4
阿波・徳島	7	4	11	49 (1)	8	57
淡路	0	1	1	0	1	1
土佐	0	1	1	0	2	2
伊予・大洲	47	20	67	63 (12)	39 (2)	102
伊予・新谷	10	3	13	19 (2)	6	25
伊予・小松	4	0	4	4	0	4
伊予・宇和島	0	8	8	0	10	10
伊予・吉田	4	8	12	14	10	24
豊後・日出	11	0	11	28 (2)	0	28
豊後・臼杵	38	1	39	76 (4)	1	77
大坂御用	1		1	150 (150)		150
菅谷左門	1	0	1	27 (27)	0	27
菅谷兵庫	1	0	1	6 (5)	0	6
中山遠江守	1	0	1	1	0	1
神尾備前守	1	0	1	18 (18)	0	18
山本紀伊守	2	0	2	19 (18)	0	19
林藤四郎	1	0	1	1	0	1
計			263			758
備考	※ () の数字は注文の内、修理分					

※墨で消された注文を含む

(狭山1、美作2、成羽5、徳島2、大洲1、新谷1、日出1、神尾備前守2)

奉行所に提出された原本と比べることができれば、対応関係を明らかにできるだろうが、鉄炮鍛冶の「御断控」のみでは不可能である。

しかし、それが組合規則の冒頭に書かれていることから、すべての鉄炮鍛冶が作成したのは間違いない。宝暦八年の定書には末尾に、桜町榎並屋勘左衛門や中浜一丁井上関右衛門など二一名の鍛冶が列記されていることから、彼らすべてが「鉄炮御断控」を作成していたと推測されるが、現存するのは井上関右衛門家のみである。

こうして「鉄炮御断控」が、仲間規則に従って作成されていたことが明らかとなったが、その起点が宝暦二年と、仲間規則制定の同八年に先じているのはなぜか、という問題が残る。

本史料には後年の「御断控」にない特徴的な記載が一つある。それは棒グラフに明らかのように武家からの鉄炮修理の件数が一五〇挺と異様に多い点である。翌年からこの数値は激減するが、修理件数のこの多さには前提がある。鉄炮鍛冶組合史料である「諸事留帳」（堺市立中央図書館蔵）によつて、延享三年（一七四六）には一〇〇挺、寛延四年（同年一〇月宝暦改元、一七五一）には一五〇挺の修理注文がそれぞれ、堺鉄炮鍛冶に出さされていることが判明する（藪田二〇二三）。翌宝暦二年にある一五〇挺という数値と連続性を認めることができ、同年の数値は、井上関右衛門家個人ではなく鍛冶仲間の数値であると理解することが適切であろう。いわば記載方式の切り替えが完了していないことの現れと理解できよう。とすれば宝暦二年は、新形式への切り替えが始まった年、いわば起点と位置づけることができるであろう。

視点を変えて「御断控」をみるならば、鉄炮鍛冶の申告を通じて堺奉行所、つまり公儀が、諸大名の鉄炮修理や新規製造を監視するシステムと理解することができる。そこには幕府が諸大名家に対し、軍事・政治・文化を問わず管理・監督するという幕藩体制の基本原則があった。その中でも

大名家における再軍備の動向は、幕府にとって神経質な問題であったことは論を待たない。その気配をもし感じるとすれば、鉄炮鍛冶を通じて、その動向を把握しようと幕府首脳が考えるのではないだろうか？

「諸事留帳」には、寛保三年（一七四三）五月の出来事として注目される記事がある。それは大坂城代酒井忠恭が、堺鉄炮鍛冶の芝辻長右衛門と井上関右衛門が、姫路藩主松平大和守忠矩から新筒八〇〇挺の注文を受けたことを聞き、両名が堺奉行所に召喚されるという事件であった。それはのち、芝辻が一〇〇挺、井上が一五〇挺、それぞれ修理注文を受けたことだと判明することで事なきを得たが、その後、五〇挺以上の注文は口上書として差し出すように求められた、というのである。

この出来事に加え、延享三年（一七四六）一月には、堺鉄炮鍛冶が長年、求めていた百姓猟師筒の製造が認められている。これも「御断控」に反映している。さらに同年、火薬の製造を大鳥郡夕雲開の新田畑で精製することが認められ、寛保四年（一七四三）には、七堂浜の試射場が整備されるなど、一七四〇年代には堺鉄炮鍛冶をめぐる環境が大きく変っている。いわば鉄砲生産復興への兆しが芽生えている。その延長線上に、宝暦二年の「鉄炮御断控」が位置づけられると考えられる（藪田二〇二三）。

最後に鉄炮鍛冶と大名家と幕府の關係に触れる。鉄炮鍛冶がそれぞれに大名家から受けた注文の申告を通じて、奉行所には、大名家と鉄炮鍛冶の出入り關係が明示されることとなる。宝暦八年「定書」には第五条として「諸大名方へ御出入の義は、鉄炮屋覚書に書き載せた通り、相互にきつと相守り、違背致すまじきこと」とある。

鉄炮鍛冶には、月ごとの注文を申告するだけでなく、それが互いの出入り關係を遵守した注文であることを証明する義務があったのである。つまり、鉄炮鍛冶仲間では鍛冶相互に、出入大名家を記した帳面を作成し、公開していたのである。現に宝暦八年一月付「鉄炮屋仲間覚書」が井上

家に残る（報告書口絵7）。

「鉄炮御断控」の宝暦八年末に挟み込んだ顧客リストが、二つのグループに分かれていたのに対し、「仲ヶ間覚書」は、大和・山城など畿内を先頭に国別で、大名家の下に出入りする鉄炮鍛冶を記すという形式を取っている。視点の中心には大名がおり、その関係で鉄炮鍛冶が捉えられている（ただし四家で齟齬がある。中田B）。それはやがて「鉄炮鍛冶諸家様出入名前帳」を生み出す。山田五平氏蔵として享和元年（一八〇一）のモノが、戦前の『堺市史』第六巻に収録されているほか、天保一三年（一八四三）のモノが井上家に所蔵されている。それを図示すれば、井上関右衛門をはじめ二〇軒前後の堺の鉄炮鍛冶すべての出入り先が一目で分かることとなる。『報告書』には図3～図5「井上関右衛門出入先地図」として記載されているが、宝暦八年から天保一三年にかけて、井上家の出入先が増加している様子が一目瞭然である。五代吉次が享和元年、芝辻・榎並らの幕府御鉄炮師に代わって、鉄炮年寄に抜擢された背景がそこにある。

要するに「鉄炮御断控」はなによりもメーカーから見たデータであるが、「御出入先」に視点を置けば、それぞれの鉄炮鍛冶の先にユーザーである武家（炮術師を含む）が見えてくる。「メーカーたちの銃砲史」と副題を付ける所以である。井上関右衛門家資料が銃砲史研究にとっていかに優れた価値を持つものか、理解されるだろう。

（二〇二四年一月六日記す）

【参考文献】

- A 中田佳子 「井上関右衛門家の人々」
 B 中田佳子 「井上関右衛門家の出入先関係」
 藪田 貫 「鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家資料から見えてくるもの」

いずれも『堺鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家資料調査報告書』堺市・関西大学、二〇一九年に所収。

藪田 貫 「銃砲史」のなかの堺鉄砲鍛冶井上関右衛門家について『ヒストリア』二八八、大阪歴史学会、二〇二一年

藪田 貫 「堺鉄砲鍛冶井上関右衛門と「下職」について」『堺市博物館研究報告』四〇、二〇二一年

藪田 貫 「堺の刃物鍛冶と鉄砲鍛冶」『関西大学なにわ大阪研究』五号、関西大学なにわ大阪研究センター、二〇二三年

吉田 豊 「堺近世の産業構造と鍛冶職」『堺研究』四三、堺市立中央図書館、二〇二一年

（付記）本稿は、なにわ大阪研究センター基幹研究班の一つ「鉄砲鍛冶屋敷井上関右衛門家に関する堺市との共同調査に基づく鉄砲ならびに「モノ作り」に関する研究」に従事することで得た成果である。人名・地名については誤りがあることも考えられるが、原史料に従ったことを付記する。なお調査に当たっては資料所蔵者である井上俊二氏、堺市文化財課ならびに春里友季子さんの助力を得た。ここに深甚なる謝意を表したい。

（やぶた ゆたか 関西大学名誉教授）

【凡例】

- ・「鉄炮御断控」(宝暦二年一月～明和二年六月)(箱14の1)の宝暦八年末までを筆録する。
- ・改行・文字遣い・見消し・罫線などは原文のまま。
- ・抹消などで判読できない箇所は■で示した。
- ・原文に従い、文字の級数を一段小さくした箇所がある。
- ・旧字・略字は正字に直した箇所がある。

(表紙 横帳)

壬ノ宝暦貳年

鉄炮御断扣

申正月吉日

正月廿四日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺壹寸

右ハ加藤左近将監様家来

山下与次右衛門詠

同日

一 壹挺 壹匁七分玉 長三尺壹寸

右同家中田村岡右衛門詠

同日

一 壹挺 四匁玉 長三尺壹寸五分

右同家中永田権太夫詠

此当り四月廿日今同廿九日御断

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右ハ同家中森五郎左衛門分筒

仕立直し台金具詠

正月廿四日

○一 壹挺 拾匁玉 長式尺九寸

右ハ山崎兵部殿家来新海

田多宮分筒仕立直し

台金具詠

二月十日今十五日迄中り御断

二月九日

二月十七日

一 百挺 四匁玉 長二尺五寸

一 五拾挺 四匁三分玉 長三尺二寸

右ハ大坂為御用御修復

被 仰付候

九人

二月十七日

一 式挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右ハ内方哲五郎殿御代官

備中国哲多郡田渕村

百姓平右衛門詠

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸五分

右御同人同郡同村百姓

龜八詠

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸五分

右御同人同郡成松村百姓

次郎右衛門詠

四月三日

一 壹挺 三匁玉 長三尺五寸

右ハ木下大和守殿家来

吉弘主木未詠

岩尾甚蔵詠

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右ハ稲葉右京亮殿家来

稲葉馬左衛門詠

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右同家中稲葉角右衛門詔

八月十日分同廿二日当り御断

八月九日

同日

一 壹挺 貳匁五分玉 長三尺三寸

右同家中中嶋市郎左衛門詔

同日

一

同日

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺三寸

右同家中溝口軍五郎詔

五月三日

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右同家中長瀬甚五兵衛詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来

丸橋官仲詔

中り御断 六月十五日

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右同家中川上善八詔

右式丁之中り六月十六日分

同廿五日御断申上候

六月十五日

五月廿六日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

口分田羽右衛門詔

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右八同家中江口八九郎詔

右式丁中り十月八日分同廿日迄御断

申上候 十月七日

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八稲葉右京亮殿家来

加納忠助詔

同日

同日

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺三寸

右同家中清水七郎左衛門詔

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右同家中稲葉馬左衛門詔

同日

一 壹挺 四匁玉 長三尺

右八加藤出雲守殿家来

沢田吉右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右同家中春木紋左衛門詔

右八式挺之中り十二月廿日分

同廿五日迄御断申上候

十二月十九日

八月

一 壹挺 三匁玉 長三尺

右八稲葉右京亮殿家来

清水七郎左衛門詔

一 壹挺 貳匁三分玉 三尺三寸

右同家中渡邊金八詔

一 壹挺 貳匁八分玉 三尺三寸

右同家中白須半兵衛詔

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右八加藤左近將監殿家来

後藤順八詔

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八伊達伊紀(伊予力)守殿御領分

伊予国宇和郡奥野川村百姓

勘之丞詔

三

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右御同人同郡同村百姓市平詔

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八板倉周防守殿御領分備中国

田井村百姓武兵衛詔

一 三挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八大久保出羽守殿御領分

美作国久米郡中北上村百姓

源次郎詔

十一月廿三日

一 式挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右八加藤出雲守殿家来

沢田吉右衛門詔

同日

一 壹挺 壹匁貳分玉 長三尺一寸

右八加藤左近將監殿家来

加藤三郎兵衛詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来坂口

三平詔

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八加藤左近將監殿家来

加藤三郎兵衛分筒不録吟味致候

申来り十一月廿四日同廿九日迄

中り御断 十一月廿三日

十一月廿三日

一 式挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

加藤左近將監殿喜多郡中山村

百姓次八詔

同

一 式挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右御同人同郡同村伊八詔

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右御同人浮穴郡百姓治兵衛詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右板倉美濃守殿備中国川上郡

西方村百姓宇右衛門詔

六挺 十一月廿三日断

十二月十九日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺二寸

右八加藤左近將監様家来

吉田右膳詔

一

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺壹寸

右同家中久野長右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来川上

善八詔

酉ノ年御断扣

正月廿一日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八稻葉右京亮殿家来

永野幸八詵 四月廿一日分廿九迄

中り御断四月廿日

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右同家中河崎五右衛門詵

同

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来

中嶋磯八詵

同

三

一 壹挺 二匁十分玉 長三尺

右大洲御領喜多郡北表村

徳二郎詵

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右同村五兵衛詵

同

一 貳挺 二匁分玉 長三尺壹寸

右八新谷領喜多郡只海村

金兵衛詵

十日

三月九日

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺三寸五分

山崎兵部殿家来上田定五郎詵

同

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺三寸

右同家中田邊九郎左衛門詵

同

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺

右八加藤出雲守殿家来沢田

吉右衛門詵

同

一 壹挺 三匁五分玉 三尺

右八加藤左近将監殿家来

口分田羽右衛門詵

三月十日

一 壹挺 四匁玉 長四尺一寸

同

一 貳挺 三匁五分玉 長三尺貳寸

右八菅谷左門殿分筒仕立直し

台仕替御詵

同 貳拾四挺

一 五挺 四匁玉 長貳尺七寸

右御同人分筒仕立直し御詵

廿七挺

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八加藤出雲守殿御領分

百姓浮穴郡上川村小右衛門詵

同

一 三挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右八同郡同村惣七詵

同

一 三挺 二匁五分玉 三尺二寸

右八大洲御領浮穴郡

二名村半之丞

治八郎 三人

善之丞

四月廿日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

山崎兵部殿家来嶋瀬庄右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺五寸

松平阿波守殿家来芝辻与七郎詔

一 壹挺 一匁五分玉 長三寸

加藤出雲守殿家来沢田吉右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

同日

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺一寸

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

稻葉右京亮殿家来稻葉馬左衛門詔

ノ七挺

四月廿日

一 壹挺 二匁五分玉 三尺壹寸

右八稻葉右京亮殿家来村井

吉左衛門詔筒仕立台仕かへ詔

同

一 壹挺 二匁玉 長三尺三寸

右八松平阿波守殿家来濱

園右衛門台筒仕立直し台仕かへ詔

四月廿日

一 壹挺 拾匁玉 長式尺三寸三分

右八菅谷兵庫殿台詔

同日

一 壹挺 壹匁玉 長式尺八寸

右八菅谷兵庫殿台筒仕立

直し台仕かへ御詔

五月廿日

一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右八木下大和守殿家来小川

半右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八稻葉右京亮殿家来

橋本権右衛門詔

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸五分

右同家中芝崎弥一兵衛詔

同

一 壹挺 二匁三分玉 長三尺壹寸

同

一 壹挺 二匁三分 長三尺

右同家中田宮三右衛門詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来石田

安右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右加藤左近将監殿家来

田村岡右衛門詔

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八九鬼長門守殿撰津国有馬郡

百姓徳兵衛詔

同

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右八加藤左近将監殿伊予国浮穴郡

百姓清九郎詔

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸
右御同人喜多郡柳沢村百姓
利作誂

九月廿一日

一 式挺 拾匁玉 長二尺三寸
右八菅谷兵庫殿令
筒仕立直し台仕かへ御誂

同日

一 壹挺 拾匁玉 長二尺五寸
右八遠藤備前守殿御組与力
牧原猪八郎誂

十月晦日令十一月十五日中り御断

十月廿九日

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺
右八加藤出雲守殿家来
津田太右衛門誂

同日

一 壹挺 二匁三分玉 長三尺
右同家中西嶋太左衛門誂

此中り十月廿七日令晦由御断

十月廿木申

此中り十月晦日令十一月
十三日迄御断 十月廿九日

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺
右八稲葉右京亮殿家来
福田藤吉誂

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸
右同家中溝口才兵衛誂

同日

一 壹挺 二匁六分玉 長三尺一寸
右同家中郡家弥五右衛門誂

同日 三分

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺二寸
右八加藤左近将監殿家来
梶原浅右衛門誂

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺五寸
松平阿波守殿家来芝辻

与七郎誂

九月廿一日

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺一寸
右八加藤左近将監殿家来
横山孫太夫誂筒仕立直し
台仕かへ誂

同日

一 壹挺 四匁玉 長三尺
右同家中口分田久左衛門令

金具

筒仕立直し台仕かへ誂

同日

一 壹挺 四匁玉 長三尺
右八同家中山下源兵衛令
筒仕立直し台金具誂

十月廿木申

十一月朔日

一 式挺 三匁玉 長三尺壹寸
右八稲葉右京亮殿清水
七郎左衛門誂

同日

○一 壹挺 二匁玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来濱

園右衛門詔

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右八紀伊大納言様紀伊国

室郡丸山村百姓覚右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 三尺三寸

同日

○一 壹挺 三匁壹分玉 長三尺六寸

右八一柳山城守殿家来

矢野源左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右御同人様同国同郡同村百姓

此式挺之中り十二月朔日

十右衛門

十二月十二日御断申上候十一月晦日

同

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来鈴木

金治詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺壹寸

右八御同人様同国同郡同村

百姓宇右衛門詔

ノ五挺

同日

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守様伊予国宇和郡

川上村百姓五右衛門詔

正月十日

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八室野郡赤木村十右衛門詔

紀伊様御領分

同日

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来井上

藤九郎詔

戊正月十日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部家来小川賢弥

同日

二月十五日

一 壹挺 式匁八分玉 長三尺三寸

右山崎兵部殿家来谷田

右不■申来り明日の廿五日迄
中り御断

二月廿六日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸
右八松平阿波守殿家来芝辻
与七郎詠

同日

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺一寸
右八稻葉右京亮殿家来
清水七郎左衛門詠

同日

一 貳挺 二匁玉 長三尺
右八加藤左近将監殿家来
池戸八兵衛詠

同日

一 壹挺 壹匁三分玉 長三尺一寸
右同家中渡邊丹治詠

二月廿六日

一 壹挺 四匁三分玉 長二尺八寸
右八菅谷兵庫殿令筒
仕立直し台金具詠

四月十日

一 四挺 三匁五分玉 長貳尺八寸
右八筒卷直し台仕かへ御詠

同

一 三挺 三匁五分玉 長二尺八寸
右八筒卷直し御詠
右七挺之台直し力様し中り五月朔日迄

同十五日迄御断 四月晦日

一 貳挺 三匁五分玉 長一尺八寸
右八筒仕立直し台仕かへ御詠

同日

一 九挺 三匁五分玉 長二尺八寸
右八筒仕立直し御詠
十六挺
右八神尾備前守殿御領分

御鉄炮御詠

四月十日

一 壹挺 二匁三分玉 長三尺
右八柳生備前守家来
豊嶋嘉四郎詠

同日

一 壹挺 二匁三分玉 長三尺一寸

右八稻葉右京亮殿家来
牧田弥左衛門詠

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸
右同家中石田峯之進詠

同日

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺二寸
右同家中林五郎作詠

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸
右八同家中中嶋市郎左衛門詠
五挺
六月十五日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸
右八山崎兵部殿家来

阿部源助詠
中り七月廿八日迄八月三日迄
御断 七月廿七日

同日

一 壹挺 貳匁玉 長三尺五寸
右同家中中村助之進詠

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右八稻葉右京亮殿家来

清水幸之丞詔

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右同家中清水七郎左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺一寸

右同家中稻葉馬左衛門詔

六月十五日

一 五挺 二匁八分玉 長三尺四寸

右八紀伊様御領分伊勢国

渡会郡日向村百姓三郎治詔

七月廿七日

〇一 壹挺 拾匁玉 長貳尺五寸

右八中山遠江守殿御組与力

仁木九郎兵衛詔

八月廿一日同晦日迄御断申上候

力様し中り八月廿日

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八松平蜂須賀大炊守殿

家来

濱園右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右八稻葉右京亮殿家来

後藤与左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺

右同家中矢野勘八詔

同日

〇一 三挺 三匁五分玉 長三尺

右八柳生備前守殿家来

竹田源吉詔

〇七丁此三挺之中り

九月十六日同廿五日中り御断

九月十五日

同日

一 三挺 二匁六分玉 長三尺四寸

右八紀伊様御領分伊勢国
渡会郡火打石村繁右衛門詔

同日

一 三挺 二匁六分玉 長三尺五寸

右御同人様同国同郡津村

重兵衛詔

同日

一 式挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右八加藤左近将監殿御領分

浮穴郡上灘村儀兵衛詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右御同人様御領分同国同郡

佐礼谷村藤二郎詔

〇九丁

九月十七日

〇一 壹挺 拾匁玉 長貳尺三寸五分

右八遠藤備前守家来

餌取権平詔

十月八日同十六日中り御断

十月七日

同日

○一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

不破五郎右衛門詔

十一月廿五日迄中り御断

十一月廿日

右八柳生備前守殿家来

倉山藤内詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右同家中楠庄太夫詔

同日

一 式挺 二匁八分玉 長三尺六寸

右八板倉美濃守殿御領分

備中国川上郡田井村百姓

六郎左衛門詔

同

一 壹挺 三匁玉 長二尺三寸

右八木下大和守殿家来

長沢采女詔

同日

一 壹挺 三匁二分玉 長三尺二寸

右八木下大和守殿家来

工藤嘉七詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八北條美濃守殿御領分

河内国錦郡西野村百姓

吉三郎詔

一

九月十七日

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

鵜飼市左衛門少筒仕立直し

台金具詔

一 式挺 二匁五分玉 長三尺五寸

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八蜂須賀大炊殿家来濱

園右衛門詔

十二月

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八紀伊様御領分紀伊国

室郡神木村百姓源作詔

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺

右八稻葉馬左衛門少筒仕立直し

台金具詔

十一月廿日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八大久保出羽守殿御領分

北久米郡

美作国久米郡宮部村百姓

雲治詔

百姓幸右衛門詔

一 壹挺 二匁三分玉 長三尺五寸

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八松平土佐守殿御領分

土佐国幡多郡下田陣百姓

十一月廿日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

久二郎詠

一 壹挺 二匁五玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿御領分

伊予国三間郡中野村百姓

丈左衛門詠

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右加藤左近將監様伊予国

喜多郡柳沢村利作詠

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右御同人様御領分浮穴郡

上灘村金兵衛詠

十二月

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右山崎兵部殿家来鈴木

金治郎詠

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八稻葉右京亮殿家来

清水七郎左衛門詠

亥ノ正月

二月十六日

一 壹挺 三匁玉 長三尺

右八加藤左近將監殿家来

小沢喜左衛門詠

同

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来

濱園右衛門詠

三月廿七日 四月十日迄

中り御断

三月廿六日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右開家中中村林兵衛詠

同

一 三挺 二匁五分玉 長三尺五寸

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺六寸

右同家中芝辻与七郎詠

二月十七日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右八加藤左近將監様伊予国

喜多郡北表村百姓傳七詠

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右御同人様同郡同村百姓

宇右衛門詠

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右小北條美濃守殿百姓

錦之郡西野村長八郎詠

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八北條美濃守殿百姓

錦郡西野村清一郎詠

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右同村作二郎詠

三月廿七日

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来波多野

周助詠

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺壹寸五歩

右八稲葉右京亮殿家来清水
七郎左衛門詔

三宅与市詔台金仕かへ
筒仕立直し詔

右八山崎兵部殿家来
田邊与左衛門詔

同日

同日

同日

一 壹挺 六匁玉 長貳尺八寸

一 三挺 二匁八分玉 長三尺三寸

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八加藤左近将監殿家来

右八水野筑後守殿御知行

右同家中小野弥市詔

永井仁兵衛詔

紀伊国室郡小栗須村
百姓儀兵衛詔

五月八日

同日

此断相延

一 式挺 三匁玉 長三尺五寸

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

一 壹挺 貳匁玉 長三尺五寸

右同家中渡部太右衛門詔

右八能勢治左衛門殿御知行

右八松平阿波守殿家来

廿五日迄御断

撰津国能勢郡田尻村平助詔

濱園右衛門詔

十二月九日

三月廿七日

同日

三月廿七日

一 壹挺 二寸八分玉 長三尺五寸

一 式挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

○一 壹挺 拾匁玉 長貳尺三寸

右八北条美濃守殿河内国

右八稲葉右京亮殿家来

右八山崎兵部殿家来奥野

錦郡西野村長八郎詔

田宮三右衛門詔

■理詔筒仕立直し台

五月八日

同日

金具詔

五月八日

一 壹挺 壹匁玉 長貳尺

六月朔日同十一日中り御断

一 壹挺 五分玉 長壹尺八寸

右八菅谷兵庫殿御詔令

五月廿九日

右八山本紀伊守殿御組同心

筒卷直し御詔

同日

同日

五月廿九日

一 壹挺 拾匁玉 長二尺三寸

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺五寸

右八遠藤備前守殿御組与力

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八一柳美濃守殿家来

佐伯甚左衛門詔

八月八日同十三日中り御断

八月七日

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八稻葉右京亮殿家来

稻葉■詔 牧田弥左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八同家中加納貞之進詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右同家中昼田治左衛門詔

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

大野孫兵衛詔

五月廿九日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八紀伊様御領紀伊国

牟婁郡赤木村百姓儀右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右御同人様御領同国同郡

尾川村百姓宗右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八御同人様御領同国同郡

丸山村百姓覺右衛門詔

七月廿四日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八柳生備前守殿家来

楠庄太夫詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右同家中横田伊住詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来谷田

作平詔

同日

一 壹挺 貳匁玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来

芝辻与七郎詔

同日

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八板倉美濃守殿御知行

備中国川上郡田井村武兵衛詔

七月

十一月廿四日

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺三寸

右八紀伊様御領分紀伊国

室郡板屋村百姓久米右衛門詔

同日

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺三寸

右御同人様同郡同村伊右衛門詔

同日

一 壹挺 貳匁八分玉 長三尺三寸

右御同人様同郡同村市之助詔

十一月十九日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来
石川平吉誂

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸
右同家中竹田庄左衛門誂

同日

一 貳挺 三匁玉 長三尺三寸
右同家中川上善右衛門誂

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 三尺八寸
右八松平阿波守殿家来

濱園右衛門誂

子ノ正月廿日同廿八日迄中り御断

正月十九日

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸
右八稻葉右京亮殿家来

太田勘七誂

ノ六挺

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八北條美濃守殿御知行
河内国錦郡西野村百姓

小兵衛誂

子

正月十九日
○一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右八木下大和守殿家来

小川半右衛門誂 二月廿二日

同廿九日迄中り

御断二月廿一日

同 六

一 壹挺 四匁玉 長二尺五寸

右同家中長沢采女誂

同

一 壹挺 二匁六分玉 長三尺

右八稻葉右京亮殿家来

清水七郎左衛門誂

同

一 壹挺 三匁玉 長三尺

一 壹挺 四匁玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

横田兵太夫誂

同

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

渡部源太左衛門分筒仕立直し

台仕かへ誂

同

一 壹挺 四匁玉 長三尺

右同家中石河孫左衛門分筒

仕立直し台かへ誂

二月十日

一 貳挺 二匁六分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿家来

櫛木源之進誂

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺三寸

右八稻葉右京亮殿家来

清水七郎左衛門誂

一 貳挺 二匁■分玉 長三尺五寸

一 貳挺 二匁七分玉 長四尺

右八松平阿波守殿家来

芝辻与七郎誂

三月廿三日

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺

木下大和守殿家来井上

長右衛門詔

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺

右同家中土屋長右衛門詔

同日

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右八稻葉右京亮殿家来

太田勘七詔

同日

一 七挺 三匁五分玉 長二尺八寸

右八山本紀伊守殿御領分

御鉄炮筒卷直し御詔

五月九日今廿日迄中り御断

五月八日

同日

一 五挺 三匁五分玉 長二尺八寸

右御同人御領分鉄炮ねち

火皿直し御詔

同日

一 六挺 六匁玉 長二尺五寸

右八山本紀伊守殿御与力

中条伝之丞今ねち火皿

直し詔

五月廿九日

一 七挺 三匁五分玉 長三尺三寸

同日

一 廿挺 五匁玉 長三尺壹寸

右八丹羽和泉守殿今

筒仕立直し御詔

五月廿九日

一 壹挺 二匁玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来

濱園右衛門詔

同 壹挺

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺五寸

同

一 壹挺 二匁八分玉 三尺三寸

右同家中芝辻与七郎詔

同

一 壹挺 壹匁七分玉 長三尺二寸

右八木下大和守殿家来

安川唱詔 九月十九日今廿一日迄

中り御断

×四挺

七月八日

一 拾挺 拾匁玉 長二尺三寸

右八丹羽和泉守殿今筒仕立

直し御詔

八月九日

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来中村

助之進詔

同

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右同家中村瀬大三詔

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右八稻葉右京亮殿家来

高宮多七郎詔

同

一 式挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右同家中清水七郎左衛門詔

十二月十二日中り断

同

一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右八木下大和守殿家来小川

半右衛門詔

ノ

八月九日

一 式挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

同

一 壹挺 三匁玉 長一尺五寸

右八加藤左近将監殿御知行

伊与国浮穴郡佐礼谷治兵衛詔

同 壹挺

一 式挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右八御同人同郡大久保村

忠藏詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 三尺二寸

右八紀伊様御領分紀伊国

室郡丸山村宗右衛門詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右御同人様同国同郡赤木村

十右衛門詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 三尺三寸

右御同人様同国同郡竹公村

善之丞詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 三尺三寸

右御同人様同国同郡同村

武右衛門詔

八月九日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺四寸

右八稲葉右京亮殿御知行

豊後国大分郡川登村源左衛門詔

同

一 壹挺 二匁五分玉 三尺三寸

右八松平阿波守殿御知行

淡路国■三原郡白崎村

百姓権四郎詔

ノ拾挺八人詔

九月五日

一 壹挺 式匁五分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来

濱園右衛門詔

同

一 式挺 式匁八分玉 長三尺五寸

右八同家中芝辻与七郎詔

一 壹挺 壹匁七分玉 長三尺一寸

同

一 式挺 二匁七五分玉 長三尺二寸

右八木下大和守殿家来

安川唱詔

十二月四日令十一日中り御断

十二月三日

十月朔日

一 式挺 式匁五分玉 長三尺三寸

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿家来
櫛木源之進詠

右同家中川上善八詠
阿部源助詠

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺
右同家中中村彦太夫詠
拾挺

同

○一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸
右同家中中村助之進詠

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

十二月十二日

十二月十二日

右八山崎兵部殿家来石川平吉詠

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺六寸
右八大久保出羽守殿御知行
北條郡

同

一 貳挺 壹匁八分玉 長三尺三寸
右八木下大和守殿家来
安川唱詠

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

同 三匁三分玉

同 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸
同人様御知行山手北村幾右衛門

右同家中高平八郎詠

同 壹挺 四匁玉 長三尺

同 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸
同国同村平三郎詠

×五挺

同 壹挺 四匁玉 長三尺

同

十二月十二日

同 壹挺 四匁玉 長三尺

同 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

壹挺

同 壹挺 四匁玉 長三尺

同 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

○一 貳挺 三匁玉 長三尺三寸

同 壹挺 四匁玉 長三尺

同

右八稻葉右京亮殿家来

同 壹挺 四匁玉 長三尺

同 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

板井伊左衛門詠

同

同国同村平三郎詠

二月朔日今同八日迄中り御断

一 壹挺 四匁玉 長三尺

同 七分玉

同

右同家中加藤弥二馬詠

一 壹挺 二匁八分玉 三尺七寸

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸

十二月十二日

同国同村仲右衛門詠

右八山崎兵部殿家来田邊

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺

同 壹挺 二匁七分玉 長三尺七寸

与左衛門詠

右八加藤左近将監殿家来

同

田村加右衛門詠

同 壹挺 二匁七分玉 長三尺七寸

同

同日

同国同村幸右衛門詠

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

同日

同国同村幸右衛門詠

丑

正月十七日

- 一 壹挺 壹匁九分玉 長三尺貳寸
- 一 壹挺 二匁五分玉 長三尺貳寸

右八木下大和守殿家来安川唱詠

同

- 一 壹挺 貳匁玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿家来櫛木源之進詠

同

- 一 壹挺 貳匁五分玉 長三尺三寸

右八同家中宇都宮物左衛門詠

同

- 一 壹挺 六匁玉 長二尺七寸

右八加藤左近将監殿家来鶴飼右忠詠

- 一 壹挺 主匁三分玉 長三尺二寸

右岡家中中村甚五太夫詠

同

- 一 壹挺 二匁玉 長三尺

右同家中鈴木武左衛門詠

同

- 一 壹挺 二匁玉 長三尺

右同家中岡田藤平次詠

丑正月十七日

- 一 壹挺 貳匁六分玉 三尺五寸

右八大久保出羽守殿美作国
北條郡南方中村勘六詠

同日

- 一 壹挺 貳匁三分玉 三尺三寸

右八御同人様同国同郡同村五十郎詠

正月晦日

- 一 拾挺 三匁五分玉 長一尺壹寸

右八丹羽和泉守殿分筒仕立直し御詠

同日

- 一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来村瀬
大三詠

同日

- 一 壹挺 三匁玉 長三尺壹寸

右八木下大和守殿家来二宮
新七詠

同日

- 〇一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

〇一 壹挺 貳匁玉 長三尺

右八加藤近江守殿家来升山
甚右衛門詠此貳丁御断相延し

同日

- 一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右八稻葉右京亮殿家来
中村權兵衛詠

同日

- 一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右家中岡部兵右衛門詠

同日

- 一 貳挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿家来
櫛木源之進詠

〇七挺

四月十二日

- 一 壹挺 五拾目玉 長二尺貳寸

同

- 一 拾挺 三匁五分玉 長壹尺一寸

右八丹羽和泉守殿分筒仕立
直し御詠

同日

同

一 壹挺 二匁玉 長三尺

同

一 壹挺 三匁玉 長三尺

右八加藤近江守殿家来

筒仕立直し台仕替御詠

同

一 壹挺 三匁五分玉 長三尺

右八加藤左近將監殿家来

梶原浅右衛門の筒仕立直し

台仕替御詠

四月十三日

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺壹寸

右八稻葉右京亮殿家来

清水七郎左衛門詠

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右八山崎兵部殿家来

中村助之進詠

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八圃家中丸山申達詠

同

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺三寸

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八木下大和守殿家来

安川唱詠

同

一 壹挺 二匁三分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来

芝辻与七郎詠

五月十五日

一 壹挺 貳匁七分玉 三尺三寸

右八一柳山城守殿家来

黒川六郎左衛門詠

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右同家中長谷部兎毛詠

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺

右八加藤左近將監殿家来

加藤熊之進詠

同日

○一 壹挺 二匁玉 長三尺

右同家中瀧野清右衛門詠

六月六日同十二日迄中り御断

同日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺壹寸

右同家中人見市右衛門詠

同日

一 貳挺 三匁玉 長三尺

右同家中中村甚五太夫詠

十一月五日同十五日迄中り同断

五月十五日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿御知行阿波

国海部郡牟岐村為右衛門詠

同日

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右御同人様同国同郡中村

林兵衛詠

八月廿九日

- 一 弍挺 二匁八分玉 長三尺五寸
- 右八松平阿波守殿家来

十五日

濱園之進誂此当り十二月廿十田

廿五日迄御断

十二月十四日

同日

- 一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸
- 右八山崎兵部殿家来村瀬大三

同日

- 一 壹挺 二匁玉 長三尺
- 右八加藤近江守殿家来戸名

傳左衛門誂

同日

- 一 壹挺 二匁五分玉 長三尺
- 右同家中沢田吉右衛門誂

同日

- 一 壹挺 三匁玉 長三尺
- 右八加藤左近将監殿家来

村上忠左衛門誂

六挺

九月十五日

- 一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺五寸
- 同

- 一 壹挺 弍匁玉 長三尺六寸
- 右八松平阿波守殿家来

濱園之進誂

同

- 一 壹挺 三匁二分玉 三尺五寸
- 右八山崎兵部殿家来村瀬大三誂

同

- 一 壹挺 二匁玉 長三尺三寸
- 右八同家中田邊圓之進誂

同

- 一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸
- 右八稲葉右京亮殿家来遊佐

郡兵衛誂

同

- 一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸
- 右同家中板井伊左衛門誂

同

- 一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸
- 右同家中清水七郎左衛門誂

同

- 一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺一寸
- 右加藤左近将監殿家来林

兵右衛門誂

同

- 一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸
- 右家中横田兵太夫誂

同

- 一 弍挺 二匁玉 長三尺三寸
- 右八伊達紀伊守殿家来

櫛木源之進誂

十壹挺

九月十五日

- 一 壹挺 四匁五分玉 長二尺八寸
- 右八松平左兵衛督殿

家来嶋崎十兵衛分台

仕かへ誂

同日

一 忝挺 六匁玉 長二尺五寸

右八木下大和守殿家来坂本

重兵衛の筒仕立直し台仕(か)へ詔

同日

一 忝挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右八稻葉右京亮殿家来吉田

源右衛門の筒仕立直し詔

メ直し五丁

十一月四日

一 忝挺 十匁玉 長二尺二寸

右八松平左兵衛督殿家来

嶋崎十兵衛の台金具仕かへ

筒仕立直し詔

十一月四日

一 忝挺 拾匁玉 長二尺四寸

一 忝挺 三匁五分玉 長三尺五寸

右八松平左兵衛督殿家来

嶋崎十兵衛詔

此中り四月四日の十六日迄御断

同日

一 忝挺 貳匁玉 長壹尺壹寸

右八山崎兵部殿家来■瀬

九郎兵衛詔

同日

一 忝挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八同家中村瀬大三詔

此中り四月四日の十六日迄

同日

一 忝挺 壹匁五分玉 長三尺三寸

右八加藤左近将監殿家来

倉辻猶右衛門詔

メ五丁

十二月十四日

一 忝挺 四匁玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

垣見大八の筒仕立直し

台仕かへ詔

同日

一 忝挺 三匁五分玉 長三尺

右八同家中永田権太夫の

筒仕立直し台仕かへ詔

同日

一 忝挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来芝辻

与七郎詔

同日

一 忝挺 二匁五分玉 長三尺

右八加藤近江守殿家来沢田

喜右衛門 寺井金吾詔

同日

一 忝挺 四匁玉 長三尺

右八加藤左近将監殿家来

荒木与次兵衛詔

十二月十四日

一 忝挺 二匁五分玉 長三尺

右同家中亀田文左衛門詔

同日

一 忝挺 壹匁五分玉 長三尺

右八同家中友松忠右衛門詔

同日

一 忝挺 三匁玉 長三尺

右同家中森五郎左衛門詔

メ六挺

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右小太夫保出羽守殿御知行所美作圍

久米郡山手北村百姓仲右衛門詔

十二月十四日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿御知行所

阿波国海部郡牟岐村百姓為右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右御同人同国同郡同村百姓

喜七郎詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺

右八加藤左近將監殿御知行所

喜多郡中山村与五郎詔

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右御同人様浮穴郡上瀨村百姓

宇右衛門詔

十二月十四日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右八紀伊様御領牟樓郡

板屋村百姓銀平詔

十二月十六日

一 壹挺 二匁六分玉 長三尺三寸

右八柳生備前守殿家来

三浦惣左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺三寸

右八加藤左近將監殿家来

後藤八郎右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁玉 長二尺八寸

右同家中入江庄八詔

同

一 壹挺 三匁玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿御知行所

阿波国海部郡赤松村百姓

新之丞詔

十二月十六日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右八加藤左近將監殿御知行所

伊与国浮穴郡上瀨村百姓

金兵衛詔

同

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿御知行所

伊与国宇和郡赤野子村百姓

二郎右衛門詔

寅ノ正月

二月廿日

一 壹挺 壹匁五分玉 長三尺二寸

右加藤左近將監殿家来中村文次

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺

右八木下大和守殿家来

玉井

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右同家中井上長右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右八稲葉右京亮殿家来
小園軍七詔

ノ五挺

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右八紀伊様御領分牟樓郡

丸山村百姓覚右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右八加藤左近將監様御知行

い等国浮穴郡上瀨村儀兵衛詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右御同人様喜多郡中山村

伊助詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右八御同人様同国同郡北表村

良助詔

三月廿三日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺七寸

同

一 三挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿家来

芝辻与七郎詔

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右八稲葉右京亮殿家来井上

権左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右同家中清水七郎左衛門詔

ノ五七挺

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右八加藤左近將監殿御知行所

伊与国喜多郡村前村百姓

伊助郎

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺三寸

右八伊達遠江守殿御知行所

い等国宇和郡惣川村百姓

祐助詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右御同人御知行所同国同郡

同村林左衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右八同人同国同郡同村百姓

仲右衛門詔

四月廿五日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺壹寸

右八稲葉右京亮殿家来

遊佐郡兵衛詔

七月十九日分同廿七日迄

同日

一 壹挺 二匁二分玉 長三尺一寸

右同家中松井正七詔

同日

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿家来

中嶋平角詔

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺二寸

右同家中櫛木源之進誂

同日

〇一 拾匁玉 長二尺三寸 壹挺

右八遠藤備前守殿御組与力

吉田主膳誂

同日

〇一 拾匁玉 長二尺三寸 壹挺

右御同人御組与力鈴木勘兵衛誂

右式挺之筒中り十月十日迄廿三日迄

御断十月九日

四月廿九日

一 式挺 二匁九分玉 長三尺三寸

右伊達紀伊守殿御知行所

いと与国宇和郡上川村百姓

勘右衛門誂

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右八松平阿波守殿御知行所

阿波国海部郡牟岐村百姓

為右衛門誂

同日

一 十匁玉 長二尺三寸 壹挺

右八遠藤備前守殿御組与(力)戸田

三二郎筒仕立直し台仕替誂

同日

一 十匁玉 長貳尺三寸 壹挺

右八山崎兵部殿家来奥野理

筒仕立直し台金具誂

六月五日迄同十五日迄中り

御断申上候

六月四日

六月四日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右八加藤左近将監殿家来

羽岡藤蔵誂

同日

一 壹挺 二匁玉 長三尺

右同家中橋岡茂右衛門誂

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺一寸

右八稲葉右京亮殿家来

中村権兵衛誂

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺三寸

右同家中清水七郎左衛門誂

同日

一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右八伊達紀伊守殿家来

松田六郎左衛門誂

〆五挺

六月四日

一 壹挺 三匁玉 長三尺二寸

右八伊達遠江守殿御知行

伊与国宇和郡須賀村百姓

金兵衛誂

同日

一 式挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右御同人同国同郡下畑地村百姓

吉太郎誂

同日

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺二寸

右御同人同国同郡山伐村勘右衛門誂

右四挺三人

十 壹挺 ————— 長三尺七寸

布小木久保出羽守殿御知行所

美作国北條郡

八月十五日

三匁玉

一 一匁八分玉 長三尺三寸 壹挺

右八山崎兵部殿家来田中

金弥詔

一 三匁玉 長三尺一寸 壹挺

一 二匁七分玉 長三尺二寸 壹挺

右八木下大和守殿家来

保川長司詔

一 貳挺 二匁五分玉 長三尺

右八加藤近江守殿家来

笹田万右衛門詔

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺二寸

一 壹挺 三匁玉 長三尺壹寸

右八稻葉右京亮殿家来

清水七郎左衛門詔

一 壹挺 二匁七分 長三尺三寸
右同家中川崎源吉詔

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

右同家中小川健藏詔

ノ九丁

一 壹挺 三匁二分玉 長三尺三寸

右八紀伊様御領分紀伊国

牟婁郡高岡村安右衛門詔

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺七寸

右八大久保出羽守殿御知行所

美作国北條郡油木村

和助詔

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺五寸

右八御同人様御知行所同国

同郡山手南村源藏詔

一 貳挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八伊達遠江守殿御知行所

伊与国宇和郡野村百姓

与二兵衛詔

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八伊達紀伊守殿御知行所
いよ国宇和郡のふ川村伝藏詔

一 壹挺 二匁八分玉 長三尺三寸

右八御同人様同国同郡同村

源二郎詔

ノ七丁

一 二匁八分玉 長貳尺八寸 一挺

右八紀伊様御領分紀伊国

牟婁郡高岡村百姓忠八

筒仕立直し台仕かへ詔

一 三匁玉 長三尺 一挺

右八加藤左近将監殿御知行所

いよ国喜多郡中山村与五郎詔

筒仕立直し台金物詔

一 三匁玉 長三尺一寸 一挺

右御同人様同国浮穴郡

大久保村忠藏詔筒仕立

直し台金具詔

十月廿四日

一 八分玉 長二尺八寸 壹挺

右八林藤四郎殿家来■田

新助誂

太田勘七誂

右八松平阿波守殿家来

奥村三右衛門誂

同日 八分

十月廿四日

一 式挺 式匁五分玉 長三尺五寸

一 十匁玉 長式尺三寸 壹挺

同日 一 三匁玉 長三尺二寸 壹挺

右八松平阿波守殿家来

右八松平左兵衛督殿家来

右八木下大和守殿家来

芝辻与七郎誂

嶋崎十兵衛匁火皿入ねじ誂

坂本重兵衛誂

同日

同日

同

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸五歩

一 三匁五分玉 長三尺 壹挺

一 式匁八分玉 長三尺三寸 壹挺

右同家中岡崎作之進誂

右八加藤左近將監殿家来

右八稻葉右京亮殿家来

同日

台仕替誂

太田勘七誂

一 壹挺 式匁玉 長三尺六寸

同日

同日

右同家中飯尾久右衛門誂

一 三匁五分玉 長三尺壹寸 壹挺

一 壹挺 二匁七分玉 長三尺五寸

同日

右同家中鶴飼右仲匁筒

右八大久保出羽守殿御知行所

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺二寸

仕立直し台仕かへ誂

美作国北条郡南方中村

右八加藤左近將監殿家来

此当り十一月廿三日同廿七日同断

勘六誂

口分田羽右衛門誂

十一月廿二日

同日

一 壹挺 三匁七分玉 長三尺三寸

一 四匁五分玉 長三尺三寸 壹挺

一 壹挺 三匁玉 長三尺六寸

右八山崎兵部殿家来

右山崎兵部殿家来阿部源助匁筒仕立直し台金具誂

右八伊達遠江守殿御知行所

同日

十一月廿二日

祐之進誂

一 式匁八分玉 長三尺二寸 壹挺

一 二匁三分玉 長三尺五寸 壹挺

十二月五日

右八稻葉右京亮殿家来

十一月廿二日

十二月五日

一 壹匁五分玉 長三尺三寸 壹挺
右ハ加藤左近將監殿家来
倉辻猶右衛門詔

同日

一 壹挺 貳匁五分玉 長三尺八寸

右ハ松平阿波守殿家来奥村

三右衛門詔

同日

一 壹挺 二匁五分玉 長三尺五寸

右ハ松平阿波守殿御知行所

阿波国百姓海部郡牟岐村

為右衛門詔

ノ三丁

加藤左近將監様

加藤出雲守様

一柳山城守様

稻葉右京亮様

木下大和守様

柳生備前守様

丹羽和泉守様

岡部美濃守様

松平阿波守様

山崎兵部様

松平大和守様

松平左兵衛佐様

榊原式部大夫様

堀 丹波守様

同 長門守様

土方河内守様

吉野龍門中之坊

伊達紀伊守様

大久保山城守様

松平備前守様

酒井播磨守様

渡邊越中守様

森川兵部少輔様

(以上)